

多野藤岡広域市町村圏振興整備組合の職員数、給与、勤務時間、勤務条件及びサービス等の人事行政の運営等の状況についてお知らせします。

職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用試験の実施状況

欠員補充の必要がなかったため、平成18年度中において、平成19年4月1日採用予定者の採用試験は実施しませんでした。

(2) 再任用制度の実施状況

この制度は、定年退職者などのうち、60歳前半に公務内で働く意欲のある者を、フルタイムまたは短時間勤務の職員として再任用することができるというものであり、組合では、平成13年4月からこの新たな再任用制度を導入しました。過去において、この制度による職員の再任用はありません。

(3) 退職者の状況（H18.4.1からH19.3.31までの退職者）

区分	事由別退職者数						
	定年	勸奨	普通	分限	懲戒	死亡	計
一般行政職	-	-	-	-	-	-	-
消防職	2人	-	-	-	-	-	2人
計	2人	-	-	-	-	-	2人

(4) 職員数の状況

区分	条例定数	職員数			対前年比較	
		平成17年	平成18年	平成19年	平成18年	平成19年
一般行政	22人	16人	15人	22人	1人	7人
消防行政	153人	149人	149人	148人	-	1人
計	175人	165人	164人	170人	1人	6人

一般行政部門において、平成18年度と比較して7人増加した理由は、平成19年3月31日で解散した、藤岡、吉井環境衛生事務組合の職員7名を採用したことによるものです。

職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を有する組合構成市町村からの派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除きます。

(5) 部門別職員数の状況

区分			職員数			対前年比較	
			平成17年	平成18年	平成19年	平成18年	平成19年
普通 会計	一般 行政	総務	6人	5人	8人	1人	3人
		衛生	1人	1人	5人	-	4人
	消防 関係	消防	149人	149人	148人	-	1人
	計		156人	155人	161人	1人	6人
公営 事業	その他 事業	農業 共済	9人	9人	9人	-	-
計			165人	164人	170人	1人	6人

(6) 年齢階層別職員数の状況 (平成 19 年 4 月 1 日現在)

区分	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳
一般行政職		1 人	2 人	3 人	2 人
消防職	5 人	12 人	30 人	2 人	6 人
計	5 人	13 人	32 人	5 人	8 人
区分	45～49 歳	50～54 歳	55～60 歳	計	平均年齢
一般行政職	8 人	6 人	3 人	25 人	46 歳 0 月
消防職	39 人	27 人	24 人	145 人	43 歳 8 月
計	47 人	33 人	27 人	170 人	44 歳 0 月

職員の給与に関する状況

(1) 職員給の状況 (平成 19 年度当初予算額)

(単位：千円)

区分	職員数 (A)	給 与 費				1 人あたり給与費 (B / A)
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 (B)	
一般行政職	25 人	106,398	17,143	44,852	168,393	6,736
消防行政	146 人	588,419	144,993	248,543	981,955	6,726
計	171 人	694,817	162,136	293,395	1,150,348	6,727

職員数は、予算計上人員です。

(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

一般行政職			消防職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
352,500 円	408,000 円	46 歳 0 月	334,400 円	397,200 円	43 歳 8 月

平均給与月額とは、給料に扶養、住居、通勤、管理職、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当を加えた平均の額です。

(3) 職員の初任給の状況

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

区分	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合		国
	一般行政職	消防職	一般行政職
大学卒	170,200 円	170,200 円	170,200 円
高校卒	142,800 円	142,800 円	138,400 円

平成 19 年 4 月 1 日から消防職の初任給を一般行政職と同額にしました。

(4) 級別職員数の状況

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

一般行政職

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
主 事	主 任	係長代理	課長補佐 係 長 主 幹	課 長	参 事	事務局長
		10 人	11 人	3 人		1 人

消防職

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
消 防 士	消 防 士 長 消 防 副 士 長 消 防 士	消 防 司 令 補 消 防 士 長 消 防 副 士 長	消 防 司 令 消 防 司 令 補	消 防 司 令 長 消 防 司 令	消 防 司 令 長 消 防 司 令	消 防 監 消 防 司 令 長
11 人	10 人	38 人	71 人	8 人	4 人	3 人

計 +

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
11 人	10 人	48 人	82 人	11 人	4 人	4 人
6.4%	5.9%	28.2%	48.3%	6.4%	2.4%	2.4%

(5) 主な職員手当の状況 (平成 19 年 4 月 1 日現在)

一般職員に対する期末勤勉手当 (1 級から 5 級に属する職員)

期 末 勤 勉 手 当	区 分		期末手当	勤勉手当	計
	支 給 割 合	6 月 期	1.400 月分	0.725 月分	2.125 月分
		1 2 月 期	1.600 月分	0.725 月分	2.325 月分
		合 計	3.000 月分	1.450 月分	4.450 月分
役職段階別加算措置			有		

特定幹部職員に対する期末勤勉手当 (6 級・7 級に属する職員)

期 末 勤 勉 手 当	区 分		期末手当	勤勉手当	計
	支 給 割 合	6 月 期	1.200 月分	0.925 月分	2.125 月分
		1 2 月 期	1.400 月分	0.925 月分	2.325 月分
		合 計	2.600 月分	1.850 月分	4.450 月分
役職段階別加算措置			有		

その他の職員手当

区 分	内 容	支給職員割合
扶 養 手 当	配偶者 月額 13,000 円 配偶者以外の扶養親族のうち 2 人まで月額 6,000 円 配偶者以外の扶養親族のうち 3 人目以上は ・・・月額 5,000 円 (被扶養者のうち 15 歳から 22 歳の者については、 5,000 円加算) 配偶者のない職員の場合、扶養親族のうち 1 人まで ・・・月額 11,000 円 扶養親族でない配偶者を有する場合 1 人まで ・・・月額 6,500 円	75.9%
住 居 手 当	借家の場合 家賃月額 55,000 円に対し、手当額 27,000 円を限度 に支給 (家賃月額 12,000 円以下は支給しない。) 持ち家新築の場合 取得後 5 年間のみ 月額 2,500 円	20.0%
通 勤 手 当	交通機関利用者 運賃相当額を支給 自動車等使用者 通勤距離に応じて月額 1,500 円か ら 24,500 円支給 通勤距離 2 km 未満については、支給しない。 国の制度と異なる内容は、2 km から 10 km までの距	82.9%

	離区分が、国の区分より細分化されており、それに伴い2 kmから 10 kmまでの支給額に違いがあります。																														
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>区分</th> <th>主な職名</th> <th>支給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">7 級</td> <td>1 種</td> <td>局長・消防長</td> <td>54,180 円</td> </tr> <tr> <td>2 種</td> <td>次長・署長</td> <td>50,330 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6 級</td> <td>2 種</td> <td>署 長</td> <td>47,250 円</td> </tr> <tr> <td>3 種</td> <td>参 事</td> <td>43,610 円</td> </tr> <tr> <td>5 級</td> <td>3 種</td> <td>課 長</td> <td>41,650 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4 級</td> <td>4 種</td> <td>課長補佐</td> <td>41,625 円</td> </tr> <tr> <td>5 種</td> <td>係長</td> <td>34,725 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>管理職手当の額の特例を定める規則により、1 種・2 種・3 種においては、30%、4 種・5 種については、25%支給額が減額されています。 (平成 22 年 3 月 31 日まで)</p>	職務の級	区分	主な職名	支給月額	7 級	1 種	局長・消防長	54,180 円	2 種	次長・署長	50,330 円	6 級	2 種	署 長	47,250 円	3 種	参 事	43,610 円	5 級	3 種	課 長	41,650 円	4 級	4 種	課長補佐	41,625 円	5 種	係長	34,725 円	41.8%
職務の級	区分	主な職名	支給月額																												
7 級	1 種	局長・消防長	54,180 円																												
	2 種	次長・署長	50,330 円																												
6 級	2 種	署 長	47,250 円																												
	3 種	参 事	43,610 円																												
5 級	3 種	課 長	41,650 円																												
4 級	4 種	課長補佐	41,625 円																												
	5 種	係長	34,725 円																												
管理職員特別勤務手当	<p>休日等において交替制勤務に従事する管理職員が勤務した場合に支給</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な職名</th> <th>支給額(1回の勤務につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防長</td> <td>7,000 円 (10,500 円)</td> </tr> <tr> <td>次長・署長</td> <td>6,500 円 (9,750 円)</td> </tr> <tr> <td>参事・課長・室長 副署長・分署長</td> <td>6,000 円 (9,000 円)</td> </tr> <tr> <td>課長補佐</td> <td>5,000 円 (7,500 円)</td> </tr> <tr> <td>係 長</td> <td>4,000 円 (6,000 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>()内は、6 時間超の勤務の場合</p>	主な職名	支給額(1回の勤務につき)	消防長	7,000 円 (10,500 円)	次長・署長	6,500 円 (9,750 円)	参事・課長・室長 副署長・分署長	6,000 円 (9,000 円)	課長補佐	5,000 円 (7,500 円)	係 長	4,000 円 (6,000 円)	17.6%																	
主な職名	支給額(1回の勤務につき)																														
消防長	7,000 円 (10,500 円)																														
次長・署長	6,500 円 (9,750 円)																														
参事・課長・室長 副署長・分署長	6,000 円 (9,000 円)																														
課長補佐	5,000 円 (7,500 円)																														
係 長	4,000 円 (6,000 円)																														
特殊勤務手当	<p>救急救命士手当 救急救命士が行うことができる特定行為を実施したとき 1 回 510 円</p>	0.0%																													
時間外勤務手当	<p>平日 時間給×1.25 (深夜:時間給×1.5) 週休日 時間給×1.35 (深夜:時間給×1.6) 夜間 時間給×0.25</p>	54.7%																													

支給職員割合は、平成 19 年 4 月分の支給実績に基づき算出した割合です。

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する状況

(1) 職員の勤務時間

区 分	1 週あたりの勤務時間	始 業	休 憩	終 業	週休日
通常勤務者 (日勤者)	40 時間	8:30	12:00 ~ 13:00	17:30	土・日曜日
交替勤務者 (隔日勤務者)	40 時間	8:30	12:00 ~ 13:00 17:00 ~ 18:00	8:30	指定日

通常勤務者の勤務時間は、1 日 8 時間

交替勤務者の勤務時間は、1 日 16 時間

平成 19 年 4 月 1 日より、12:00 から 12:15 の休息時間を廃止し、同時に終業時刻を 17:15 から 17:30 に繰り下げました。

(2) 休暇等の概要

休暇の種類は、有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇があります。

有給休暇

職員には、暦年で 20 日の有給休暇が与えられています。また、翌年に限り 20 日を限度としてこれを繰り越すことができます。

【休暇の取得状況 平成 18 年 1 月 1 日から平成 18 年 12 月 31 日】				
区 分	対象職員数	総付与日数	総使用日数	消化率
一般行政職	15 人	600.0 日	121.5 日	20.25%
消 防 職	148 人	5,920.0 日	918.5 日	15.52%
計	163 人	6,520.0 日	1,040.0 日	15.95%

病気休暇

病気休暇は、職員が負傷又は病気を療養するために必要とされる期間について認められる有給休暇です。その事由及び期間は次のとおりです。

事 由	期 間
1 公務上の負傷又は疾病(公益法人等派遣職員の派遣先団体における業務上の負傷又は疾病を含む。)	医師の証明等に基づき必要な期間
2 結核性疾病	3 年を超えない範囲において、医師の証明等に基づき任命権者が必要と認める期間
3 結核性以外の私傷病	180 日を超えない範囲において、医師の証明等に基づき任命権者が必要と認める期間。ただし、特に長期にわたる私傷病については、市長の承認を得て 180 日を超えない期間を延長することができる。

特別休暇

特別休暇には次の事由に該当する休暇があります。

公民権の行使 官公署への出頭 ドナー休暇 ボランティア休暇 結婚休暇 職員の産前産後休暇 男性職員養育休暇 育児時間休暇 妻の出産休暇 生理休暇 妊娠中休暇 子の介護休暇 忌引 父母の追悼休暇 危篤看護休暇 夏季休暇 長期勤続休暇 災害休暇 感染症隔離休暇

介護休暇

職員が、2 週間以上の期間にわたり日常生活に支障がある要介護者を介護するため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇制度で、介護休暇によって勤務しない時間については給料が減額されます。

職員の服務及び分限・懲戒処分の状況

(1) 服務規律の概要

服務の基本原則は、憲法第 1 5 条第 2 項及び地方公務員法第 3 0 条において規定されているように「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」というものです。

(2) 分限制度の概要

分限処分とは、職員が職責を果たすことができない場合に行う処分をいいます。分限処分の種類と事由は次のとおりです。

分限処分の種類	事由
免職・降任	勤務実績が良くない場合
	心身の故障のため、職務の遂行に支障がありこれに耐えない場合
	その職に必要な適格性を欠く場合
	定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合
休職	心身の故障のため、長期の休養を要する場合
	刑事事件に関し起訴された場合
	災害により生死不明又は所在不明となった場合

平成18年度の該当はありませんでした。

(3) 懲戒制度の概要

懲戒処分とは、服務違反や不正行為により行う処分です。

懲戒処分の種類と処分内容は次のとおりです。

懲戒処分の種類	処分内容
戒告	職員の規律違反の責任を確認すると共に、その将来を戒める処分
減給	一定期間、職員の給与の一定割合を減額して支給する処分
停職	職員を職務に従事させない処分
免職	職員としての身分を失わせる処分

平成18年度の該当はありませんでした。

(4) 職務に専念する義務の免除の状況

職員は、職務専念義務として法律又は条例に特別の規定がある場合以外は、その勤務時間及び職務上の注意力の全てを職務遂行のために用い、従事しなければならないとされています。

この職務専念義務の免除については、合理的な理由がある場合に限られますが、条例では次の事項が定められています。

研修を受ける場合

厚生に関する計画の実施に参加する場合

上記及び以外で任命権者が認めた場合

具体的には、下記のとおり人間ドック受診者のうち職務専念義務を免除した者は次のとおりです。(平成18年度実績)

一般行政職	消防職	計
7人	55人	62人

職員の研修の実施状況(平成18年度)

(1) 一般行政職

区分	研修内容	受講者数
一般研修	新任、マネジメント研修等	9人

(2) 消防職

区分	研修内容	受講者数
一般研修	消防大学校専科学研究修	1人
"	消防学校初任科研修	2人
"	消防学校専科教育研修	12人
"	消防学校幹部教育研修	1人
"	消防学校特別教育研修	5人
派遣研修	救急救命士資格取得研修	1人

職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生に関する事項

衛生管理者、安全衛生推進者、産業医を選任。衛生委員会を設置し、職員の危険又は健康障害の防止、労働災害の原因調査や労働災害の防止対策などに努めています。

(2) 公務災害の認定状況

職員が、公務中に負傷した場合や公務が原因で病気になった場合は、一般的に公務災害として取り扱われ「地方公務員災害補償法」が適用されま

す。

平成18年度の公務災害認定はありませんでした。

(3) 福利厚生事業の実施状況(平成18年度決算額)

職員の福祉及び利益の保護並びに厚生制度の適切な運営を図り、能率の増進に資するため互助会(職員共済会)に対し補助金を交付しています。

区 分	内 容
互 助 会 の 名 称	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合職員共済会
会 員 数	157人
事 業 概 要	共済給付事業 結婚祝金 出産祝金 入学祝金 銀婚祝金 死亡弔慰金 家族死亡弔慰金 災害見舞金 勤続報奨金 リフレッシュ休暇給付金 福利厚生事業 職員厚生補助金(人間ドック補助金等) スポーツ・レクリエーション大会
福利厚生事業支出総額	3,173,938円
うち公費負担額	1,475,549円
公費負担率	46.5%
1人当たりの公費負担額	9,400円

公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、適切な措置がとられるべきことを要求することができます。

平成18年度の要求はありませんでした。

(2) 不利益処分に関する不服申立の状況

職員は、懲戒その他意に反して不利益な処分に関して、公平委員会に不服申立をすることができます。

平成18年度の要求はありませんでした。